

私立保育園・地域型保育事業保護者 各位

府中市長 高 野 律 雄  
(公印省略)

### 保育施設の臨時休園の終了について (通知)

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、長期間に渡りご家庭での保育にご協力いただいておりますことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 2 5 日に国の緊急事態宣言が解除されたことを受けまして、本市でも予定どおり、同年 5 月 3 1 日をもって臨時休園を終了いたします。

なお、各保育施設においては、次のとおり感染防止策を講じた上で、児童の受入れを再開いたしますが、保育施設はその性質上「密」になりやすいことから、感染のリスクを完全に排除することは難しいため、保護者の皆さまにおかれましても、無理のない範囲で、ご自宅等での保育にご協力をお願いいたします。

#### 1 保育施設が講じる感染拡大防止のための対策

- (1) 職員は毎朝検温をし、健康管理に努めます。
- (2) 感染リスクを低減するため、保育園の玄関先で児童の受入れを行うなど、送迎時に原則として保護者が保育室内に立ち入らない受入方法を各園で実施します。
- (3) 全ての児童が集まる集会などは避け、食事の際は、できるだけ子ども同士の距離を取るようにします。
- (4) 懇談会や運動会、発表会等の保育園の行事については、大勢の人が集まらないような工夫や見直しを行います。
- (5) 定期的に保育園内の消毒や換気を行います。
- (6) 子どもが丁寧な手洗い習慣を身に付けられるように努めます。

#### 2 5 月 3 1 日までの登園について

上記のとおり 5 月 3 1 日までの間は臨時休園となりますが、これまでと同様に、保育が必要不可欠であると判断される場合には登園をすることができることとしますので、それまでの間に、新たにご家庭での保育が特に困難な事情が生じた場合には、事前に電話で保育園にご相談の上、「休園期間における登園届」(市ホームページからダウンロードできます。)を保育園にご提出ください。

#### 3 その他

保育園を欠席した場合の保育料の取扱いや育児休業からの復職日など、臨時休園の終了に係る留意事項につきましては、別紙をご確認ください。

なお、今後、国や東京都の方針の変更に応じて、本市の取扱いも変更が生じる場合があることをご承知おきください。

#### 【問合せ】

子ども家庭部保育支援課

電 話 : 0 4 2 - 3 3 5 - 4 1 7 2

メール : hoiku01@city.fuchu.tokyo.jp

## 【別紙】

### 臨時休園の終了に係る留意事項

#### 【協力依頼事項】

#### 1 感染拡大防止のために保護者の皆様にご協力いただきたいこと

- (1) 登園に当たっては、保護者の方が登園前にお子さんの体温を計測してください。なお、お子さんに37.5度以上の発熱（以下「発熱」といいます。）や咳などの呼吸器症状がある場合は、お休みしていただきます。
- (2) 発熱した際は、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園できません。
- (3) お子さんが感染者の濃厚接触者に特定された場合は、濃厚接触者と最後に接触した日から起算して最大で14日間登園することができません。
- (4) 朝夕の特に送迎が集中する時間帯の混雑を避けるため、出退勤の時間を柔軟に変更できる方は、できるだけ遅めの登園や早めの降園等にご協力ください。

#### 【感染者発生時の臨時休園】

#### 2 保育園において児童又は職員が感染していた場合の対応について

当該保育園の一部又は全部を最大で14日間臨時休園します。なお、臨時休園の規模や期間につきましては、東京都等の関係機関と協議の上決定します。

#### 【保育料の減額措置】

#### 3 保育園を欠席した場合の保育料について ※ 府中市民に限ります。

- (1) 徴収済みの3月分につきましては、欠席日数に応じた日割額を6月上旬頃に還付する予定です。  
※ 口座振替の手続により口座を登録済みである方が対象となります。口座が登録されていない方につきましては、改めて、請求書兼口座振替依頼書を送付いたします（後日ご指定の口座に振り込みます。）。
- (2) 徴収済みの4月分につきましては、欠席日数に応じた日割額を6月分の保育料から差し引きます。
- (3) 5月分につきましては、月末の口座引き落としを取り止めた上で、出席日数に応じた日割額を納付書で請求させていただきます。
- (4) 6月分につきましては、通常どおり徴収した上で、ご自宅等での保育にご協力いただいたことなどによる欠席日数に応じた日割額を8月以降の保育料から差し引きます。  
\* 1 詳細につきましては、対象の方に別途通知いたします。  
\* 2 副食費につきましては、各施設が金額及び徴収方法を決めていることから、減額の判断も各施設の判断となりますので、お通りの施設にお問合せください。  
\* 3 7月以降の保育料につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に応じて取扱いを決定いたします。

#### 【復職日の延長】

#### 4 育児休業からの復職日について

令和2年4月入所児童の保護者の復職日については、7月1日までとしている従来の期限を8月1日まで延長します。

なお、8月2日以降も復職できない場合には、就労先からの書類等による確認をもって、8月2日以降も育児休業等の延長を可能とします。